

日本福祉大学大学院福祉社会開発研究科国際社会開発専攻(通信教育)規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は大学院学則第5条第3項に基づき、福祉社会開発研究科国際社会開発専攻博士課程(通信教育)に関する事項について定める。

(通信教育課程)

第2条 本大学院福祉社会開発研究科に次の課程を置き、実施にあたる。

福祉社会開発研究科国際社会開発専攻博士課程(通信教育)

2 福祉社会開発研究科国際社会開発専攻博士課程(通信教育)は、後期3年のみの博士課程とする。

(修業年限等)

第3条 本福祉社会開発研究科国際社会開発専攻博士課程(通信教育)(以下、本課程という)の標準修業年限は3年とする。

2 本課程に在学できる最長年数は6年とする。

(収容定員)

第4条 本課程の定員を次のとおりとする。

入学定員4名 収容定員12名

第2章 授業科目及び履修方法

(教育方法)

第5条 本課程の教育は、授業科目により学位論文の作成等に関する指導(以下「論文指導」という)によって行うものとする。

(授業科目・論文指導)

第6条 本課程における授業科目は別表1のとおりとする。

2 研究科委員会は、論文指導のために、各学生ごとに指導教員を定める。

3 論文指導及びその履修方法については、別に定める。

第3章 課程修了の認定及び学位の授与

(修了要件)

第7条 本課程に3年以上在学し、当該研究科の定める所定の科目を履修し、かつ必要

な論文指導を受けた上、博士論文を提出しその審査及び最終試験に合格することを、本課程の修了要件とする。

- 2 特に優れた研究業績を上げた者の在学期間は、前項の規定に関わりなく博士課程に1年(2年未満の在学期間をもって修士課程を修了した者にあつては、当該在学期間を含めて3年)以上在学すれば足りるものとする。

(課程修了の認定)

第8条 課程修了の認定は、研究科委員会の議に基づき学長が行う。

(学位の授与)

第9条 本課程を修了した者には、本学学位規則により学位を授与する。

(学位の名称)

第10条 本課程において授与する学位は、次のとおりとする。

博士(開発学)

第4章 学年・学期及び休業日

(学年)

第11条 学年は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第12条 学年を次の2学期に分ける。

前学期 4月1日から9月15日まで

後学期 9月16日から翌年3月31日まで

(休業日)

第13条 休業日を次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める日

(3) 本学創立記念日 6月6日

(4) 春季休業日 3月10日から3月29日まで

(5) 夏季休業日 8月1日から8月31日まで

(6) 冬季休業日 12月25日から翌年1月7日まで

- 2 学長が必要と認めた場合は、前項の休業日を臨時に変更することができる。

- 3 学長は第1項に定めるもののほか、臨時の休業日を定めることができる。

第5章 入学・休学・復学・転学・退学及び除籍

(入学の時期)

第14条 入学の時期は、学年始とする。ただし、教育上必要がある場合には後期の始

とすることができる。

(入学資格)

第15条 本課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 修士の学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位を授与された者
- (3) 文部科学大臣の指定した者
- (4) 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があるとの進達を受けて学長が認めた者で、24歳に達した者
- (5) その他、学長が修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者

(入学の出願)

第16条 入学志願者は所定の入学願書の提出をもって所定の期日までに願い出なければならない。

- 2 本課程の出願に際しては、検定料の納付を要しない。

(入学者の選考)

第17条 入学志願者に対し選考試験を行う。

(入学手続)

第18条 前条により入学を許可された者は、指定の期日までに在学誓書及び所定の書類を提出し、第27条に定める学費を納めなければならない。

- 2 入学を許可された者が前項に定める手続を行わないときは、入学許可を取り消す。

(休学)

第19条 疾病又はやむを得ない理由により1学期間以上就学することができない者に対して休学を許可することがある。

- 2 休学の許可を受けようとする者は、医師の診断書又は詳細な理由書を添えて、保証人連署の上願い出なければならない。

(休学期間)

第20条 休学期間は1年以内とする。ただし、特別の事情がある場合には、休学期間の延長を認めることがある。

- 2 休学期間は通算して3年を越えることができない。ただし、特別の事情がある場合には通算休学期間の延長を認めることがある。
- 3 休学期間は、在学年数に算入しない。

(復学)

第21条 休学期間が満了した者及び休学期間満了以前に復学しようとする者は、保証人連署の上、願い出て許可を受けなければならない。

- 2 復学の日は学期始めとする。

(転入学)

第22条 他の大学院の学生が、所属の大学の承認書を添えて本大学院に転学を志願したときは、学年の始めに限り、選考の上、これを許可することができる。

2 前項の転入学を許可された者の、既に修得した授業科目及び単位数並びに在学期間については、研究科委員会において審査の上、その一部又は全部を認める。

(転学)

第23条 本課程の大学院学生が、他の大学院に転学を志願しようとするときは、あらかじめ許可を得なければならない。

(退学)

第24条 疾病又はやむを得ない理由により退学しようとする者は、医師の診断書又は詳細な理由書を添えて、保証人連署の上、願い出て許可を受けなければならない。

(除籍)

第25条 次の各号の一に該当する者は除籍する。

- (1) 学費の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 第3条第2項に定める在学最長年数を越えた者
- (3) 第20条第1項に定める休学期間を越えてなお復学できない者及び第20条第2項に定める最長休学期間を越えた者

(再入学)

第26条 第24条により退学した者又は前条第1号により除籍された者が、1年以内に保証人連署をもって再入学を願い出たときは、選考の上再入学を許可することがある。

(満期退学)

第27条 本課程に3年以上在学し、学位請求論文執筆資格審査に合格しその資格を有する者の退学を満期退学という。

2 満期退学した者は、最初に博士課程に入学した日から学位申請のために再入学した日の属する学期末までの期間が6年以内(休学期間を含まず)である場合に限り、再入学して課程による博士学位の授与申請ができるものとする。

第6章 学費

(学費)

第28条 学費は別表2のとおりとする。

2 学費の納付に関する規則は別に定める。

(納付した学費)

第29条 納付された学費は一切返還しない。

第7章 賞罰

(表彰)

第30条 大学院学生で他の模範となる行為があった場合は、表彰することがある。

(懲戒)

第31条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、その情状により次の懲戒を加える。

- (1) 訓告
- (2) 停学
- (3) 退学

2 前項第3号の退学は、次の各号の一に該当する者に対して命ずる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学業を怠り卒業の見込みがないと認められる者
- (3) 本学の秩序を乱し、その他学生の本分に反した者

第8章 担当教員

(指導教員)

第32条 本課程における授業及び論文指導は、主として本学の教授が担当するものとし、準教授がこれを担当することができるものとする。

2 大学院担当教員に関する規則は別にこれを定める。

第9章 附属施設

(図書館・研究所の利用)

第33条 本課程の大学院学生は、その研究目的を達成するために、本大学の図書館・研究所を利用することができる。

(厚生保健施設の利用)

第34条 本課程の大学院学生は、大学の保健室、その他の厚生施設を利用することができる。

第10章 日本福祉大学大学院学則の準用

(本規程に定めがない事項)

第35条 本規程に定めがない事項については、日本福祉大学大学院学則を準用する。

(規程の所管課室)

第36条 この規程の所管課室は、名古屋事務室とする。

(規程の改廃)

第37条 本規程の改廃は、専攻会議の議を経て、学長が決定する。

附 則

- 1 本規程は、2007年4月1日から施行する。
- 2 本規程は、2015年4月1日から改正施行する。
- 3 本規程は、2018年4月1日から改正施行する。
- 4 本規程は、2020年4月1日から改正施行する。
- 5 本規程は、2021年4月1日から改正施行する。

別表1 (第6条関係) 福祉社会開発研究科国際社会開発専攻博士課程(通信教育)授業科目

<授業科目>

科目名	単位	備考
福祉社会開発研究方法論特講	2	選択科目
福祉社会開発政策・実践論特講	2	

<研究指導科目>

科目名	備考
国際社会開発特別研究	

別表2 (第28条関係) 福祉社会開発研究科国際社会開発専攻博士課程(通信教育)学費

入 学 金 (入学時のみ)	100,000 円
授 業 料 (年額)	610,000 円

- 1 本大学院研究科修士課程から入学した者は入学金を免除する。